

## CCMAS (Codex Committee on Methods of Analysis and Sampling : コーデックス分析サンプリング法部会)

Codex 委員会の一般問題部会の一つで、Codex 規格・基準への整合の確認に必要な分析法やサンプリング法（残留農薬・動物用医薬品に関するものは除く）を検討する。2025 年末までに 44 回開催された。ホスト国は 1966 年から 1971 年までドイツ、1972 年以降はハンガリーである。

任務は、①Codex の勧告する分析サンプリング法に適切な性能の規準を決定（注： Criteria approach）、②分析サンプリング法と分析機関の品質保証制度を任務とする他の国際的グループと、Codex を代表して調整、③②で示した他のグループの勧告に基づいて、Codex 規格に適切で広い範囲の食品に適用できる参考分析サンプリング法を特定、④Codex 個別食品部会が提案した分析サンプリング法を検討、必要に応じて承認（残留農薬・動物用医薬品、微生物学的品質・安全性の評価及び食品添加物の仕様に関するものは除外）することである Criteria approach や品質保証制度、分析法の妥当性確認等はより新しい任務である。

CCMAS に承認された分析サンプリング法は、元来当該規格に含まれていたが、現在は統合・リスト化されている（Recommended Methods of Analysis and Sampling, CXS 234-1999, 適宜改定）。食品中の 4 種の甘味料、食品中の硝酸・亜硝酸塩、個別食品中の亜硫酸塩の分析法は General Methods of Analysis for Food Additives (CXS-239-2003) に記述されている。

これらの分析法は、規格・基準への整合の確認結果が一貫したものになるよう、その性質により 4 分類されている：①定義法（その分析法のみで結果が決定されるため、唯一の分析法となるもの。例、乾燥法による水分定量）、②参照法（基準に適合する分析法から唯一選択される分析法。定義法は除く。例、HPLC-MS 分析法）、③代替法（基準に適合する分析法で参照法以外）、④暫定法（長い間使用してきた方法か最近導入され規準が未決定のもの）。分析法の分類以外に、分析関連用語の定義 (CXG 72-2009)、分析法の選択に必要な規準、目的達成に必要な定量・検出下限、回収率、精度等を CCMAS が作成し、総会の承認後、Procedural Manual に記載されている。後者の情報は、適切な分析法を確立する際に貴重である。

これら以外に以下のガイドラインが勧告されている。

- サンプリング（注：分布が均質なロットのみに適用、統計学に基づく）(CXG 50-2004)
- 食品輸出入に関与する分析機関の能力評価 (CXG 27-1997)
- 食品規制のための分析機関のマネジメント(分析法の妥当性確認、品質保証制度) (CXG 28-1995)
- 分析の不確かさ (CXG 54-2004)
- 分析結果の相違による貿易紛争の解決 (CXG 70-2009)
- 食品の国際貿易におけるサンプリングと検査の活用の原則 (CXG 83-2013)

上記以外に、他の分析関係国際グループが作成したガイドラインやプロトコール（回収率情報の分析における活用(CXG 37-2001)、単一分析機関による分析法の妥当性確認(CXG 49-2003)、室間試験による分析法の妥当性確認(CXG 64-1995)、分析化学機関の室内品質保証(CXG 65-1997)）も Codex から勧告されている。

（山田 友紀子）